

第1章 子ども家庭相談における市町の役割と機能

1 市町の役割と機能

子ども虐待が社会問題と認知され、平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、「児童虐待防止法」とする。）が制定されました。

子ども虐待への対応としては、児童相談所による緊急かつ高度な専門的対応が求められる一方で、虐待件数の増加に伴い、育児不安等を背景に身近な子育て相談へのニーズも増大していきました。こうした相談は、市町の身近できめ細やかなネットワークによる対応が求められることから、平成16年の児童福祉法の改正により、市町が子ども家庭相談の一義的な窓口となり、虐待通告先と位置づけられました。

（1）市町の役割

市町の役割は、大きく分けて以下の4つに分類されます。

①相談支援

- ・子ども家庭相談に応じ、必要な調査や指導を行う。
- ・市町の社会資源を活かし、幅広い支援を行う。

②子ども虐待対応

- ・通告受理時は速やかに子どもの安全確認を行う。
- ・緊急度や重症度に応じて、児童相談所と連携する。
- ・一般の子育て支援サービス等を活用することで対応可能な比較的軽微なケースについては、市町が中心となり対応する。

③支援のためのネットワークの構築（要保護児童対策地域協議会の設置）

- ・スムーズな機関連携のための情報共有を行う。
- ・各機関の役割分担による支援を行う。

ネットワークの構築のために、市町村には「要保護児童対策地域協議会」（以下、「要対協」とする。）の設置が努力義務化されています。

愛媛県では、平成21年度から全ての市町に要対協が設置されています。

④発生予防・未然防止の活動

- ・虐待の発生予防、未然防止のため、以下の取組を推進する。

住民及び関係機関への虐待防止に向けた啓発（通告先、相談窓口の案内等）

地域の子育て支援活動の推進（一時保育、地域子育て支援拠点事業、養育支援訪問事業等）

妊娠期及び乳幼児期の支援の充実（母子保健との切れ目のない連携、乳児全戸家庭訪問事業等）

2 市町における子ども家庭相談体制

市町が子ども家庭支援と機関連携の要として十分に機能することが不可欠であり、市町には子ども家庭相談体制の充実と、それに伴う要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）を中心とした連携体制の整備が重要となっています。

（１）福祉・保健・教育の相談窓口

市町における主な子ども家庭相談窓口としては、児童福祉部局（子ども家庭福祉主管課）、保健部局（母子保健主管課等）、教育委員会部局（学校教育主管課）が想定されます。各市町においては、これまでそれぞれの特色を生かした相談体制が整備されてきました。市町は一義的な子ども家庭相談窓口であり、これらの相談体制の有機的な連携が期待されます。具体的には、要対協の主な構成員として、相談ケースを情報共有し、支援方法を検討する過程で、相互の連携、役割分担を効果的に行うことができます。

（２）庁内連携

子ども家庭福祉は地域社会の中で展開される必要があるため、子ども家庭福祉主管課だけでなく、保育主管課、母子保健主管課、人権施策主管課、地域福祉主管課、教育委員会事務局、住民窓口など、市町のあらゆる部局が関係します。

このことから、各部局において、子ども虐待を早期に発見することができるよう、虐待に関する認識を高めるとともに、住民などからの通告や相談を受けた場合にどのように対応するのか、直接相談対応しない部局が相談を受けた場合に要対協の調整機関（主に子ども家庭福祉主管課）にどのようにつないでいくのか、庁内できちんと決めておく責任があります。また夜間、休日の通告受理や初期対応に関する体制整備も必要となります。

（３）職員と専門性の確保

市町の子ども家庭相談件数の増加に対応するためには、子ども家庭福祉主管課をはじめ子ども家庭相談担当部局に人的資源を質量ともに確保することが基本となります。人口規模や相談件数等地域の実情に応じて児童福祉司たる資格を有する職員の配置など、安全確認や調査、支援、連携などの市町の役割に的確に対応できる必要な職員を確保するとともに、組織としての責任者を明確にしておくことが重要です。

特に初期の判断が子どもの安全を左右しかねない虐待対応では、一定の見立てができる

専門性をもった職員の配置は大きな課題といえます。また、継続した支援を行うためにも職員の専門性は重要であり、人員の確保だけでなく、研修、スーパーバイズが受けられるような支援の基盤作りが大きな意味を持っています。

例えば、異動の期間を長くし職員の習熟度を高める、複数の職員が担当し異動時期をずらすことで経験・知識の蓄積を継承していく、近隣市町との連携においてスーパーバイザーを確保する、県が実施する研修への参加や市町・要対協支援事業（児童支援コーディネーターの派遣等）の活用なども考えられます。

3 市町における子ども虐待対応

<市町における子ども虐待対応の実務>

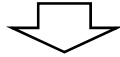
① 相談・ 通告の 受理	《相談・通告の受付》（文書・電話・来所） ○ 受付票をもとに、必要事項を聴取。 注：丁寧な話を聴く。 相談者は切羽詰っていることが多い。 →相談・通告受理後の見通しを説明する。 言いたくないことを無理に聴き出してはいけない。 《予備調査》…緊急受理会議時に行うことも可 ○ 受理をした事例について、関係機関から基礎的情報を収集（家族構成・関わりのある機関・子どもの所属機関での様子など）	□虐待相談・通告受付票〔様式1〕の作成 ●関係機関からの通告は緊急の場合は電話で構わないが、後日通告書を送付してもらうことが望ましい〔様式2〕 □相談受付番号の取得（受理台帳）〔様式7〕
② （緊急） 受理会議	○ 緊急度や重症度・児童相談所送致の必要性の判断 ○ 初期調査方法、子どもの安全確認の方法の検討 誰が、どのように、いつまでに行うか。 ○ 当面のケースの主たる支援機関と主たる支援者の決定 注：① できるだけ速やかに実施（受理日当日の開催が原則） ② 「子ども虐待庁内緊急対応チーム」（☞本編 P25）の緊急招集（担当者一人で判断することは絶対に避ける。）	□緊急度・重症度・送致の必要性の判断 緊急度アセスメントシート〔様式3〕 □在宅支援アセスメントシート〔様式4〕 □会議録の作成 【児童相談所に送致する場合】 □送致書の作成〔様式13〕 □進行管理台帳への記入〔様式8〕
③ 情報 収集・ 調査	○ 子どもの安全確認（子どもに会うことが原則） ・子どもの所属機関（学校・保育所・幼稚園等）への訪問 ・家庭訪問 ※子どもが学校や保育所等に通っていたり、継続的に子どもや家庭に関わっている人がいる場合には、確認を依頼することもできる。 ○ 通告者や関係機関等への調査（所定の手続きを踏んで実施） <主な情報源と確認できる内容> 福祉事務所：生活保護の受給の有無、各種手当の受給状況 保健センター：母親の妊娠中の状況、子どもやきょうだいの乳幼児健康 民生児童委員、主任児童委員：近所の評判や家庭内の雰囲気、家庭の生活パターン等が分かる場合がある 学校や保育所、幼稚園等：日常的な子どもやきょうだいの様子や最近の変化、登校状況などの情報 医療機関：慢性疾患があったり、日常的・継続的に診ている医療機関があれば、病歴だけでなく、家庭内の様子を把握している場合がある 警察：虐待の相談受理状況や対応等の確認 児童相談所：子どもやきょうだいの一時保護・施設入所・家族の相談歴や現在の関わりを確認	□調査記録の作成〔様式6〕 □児童記録票の作成〔様式5〕 ケースファイルのフェイスシートとなる（記載内容に変更があった場合には書き加える。） □情提供等協力依頼書の作成〔様式18〕



④ ケース検討会議 初回	※必要に応じて、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を活用して、援助方針を他機関とも共有 《初期支援方針の決定》 ○ 事例に関する情報の整理とアセスメント ・調査結果の報告及び関係機関等からの内容の補足 ・子どもや家庭の状況の整理 ○ 今後の対応方法を検討 ① 緊急性・送致の必要性の判断 ② 誰が、何を、いつまでに行うのかを具体的に決める ○ 次回のケース検討会議の開催時期を決定	☐ 緊急性・送致の必要性の判断 〔緊急度アセスメントシート〕〔様式 3〕 ☐ 〔在宅支援アセスメントシート〕 〔様式 4〕 ☐ 会議録の作成〔様式 11〕
-------------------------	--	--



⑤ 支援の実施	○ 福祉や母子保健サービス等の活用 ○ 所属機関や地域の支援者（民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員ほか）を活用した支援 ○ 継続的な来所相談や家庭訪問の実施 注：① 緊急事態等の場合の連絡先を明らかにしておく ② 支援内容や支援時の子どもや家庭の様子を記録する	☐ 支援記録の作成〔様式 6〕
----------------	--	--



⑥ ケース検討会議 再評価	《支援の見直し》 ○ 支援計画がどの程度達成されているかを確認 ○ 子どもや家庭の状況の変化を確認 ○ 今後の対応方法を検討 ① 支援の継続→支援計画の作成 ② 児童相談所への送致 ○ 支援の終結	☐ 緊急性・送致の必要性の判断 〔緊急度アセスメントシート〕〔様式 3〕 ☐ 〔在宅支援アセスメントシート〕 〔様式 4〕 ☐ 会議録の作成〔様式 11〕
--------------------------	---	--

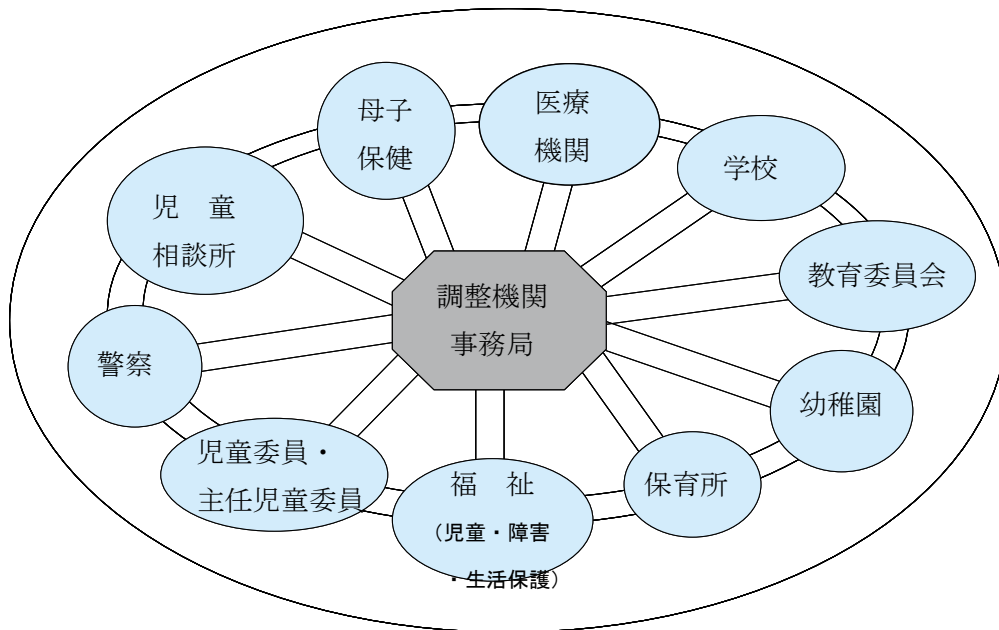


⑦ 支援の終結	○ ケース検討会議、実務者会議で終結を決める <終結の条件> ・他市町村への転出→ケース移管 ・一般の子育てサービスや所属機関の通常の支援で対応できるようになった→子どもや保護者等に、困った時の相談先を伝えておく ○ 特別な支援が必要なくなってから 6 か月以上経過をみた上で、進行管理台帳による管理を終了する。	☐ 〔在宅支援アセスメントシート〕 ☐ 〔児童家庭相談連絡書〕〔様式 12〕 ☐ 進行管理台帳への記入〔様式 8〕
----------------	---	--

4 要保護児童対策地域協議会

要対協は、子ども虐待等で保護を要する子ども、支援が必要とされる子どもや保護者に対し、複数の機関で援助を行うための、法定化されたサポートネットワークです。

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）のイメージ



虐待事例は、一つの機関では解決できない多機関協力のもとに対応していくものであり、各機関を通じての情報共有、役割分担による連携が必要となります。

要対協の設置により、要対協を構成している機関同士の情報共有が可能となると共に、各機関による役割分担、連携のルールが明確になります。

虐待対応において、最も避けなければならないことは、虐待による死亡等の最悪の事態です。

そのため、以下の事態に陥らないよう注意する必要があります。

○支援が必要なケースへの対応が、どこの機関においても行われていない。

→ ケースの放置により、子どものリスク（危険度）が上がり、重症化を招く。

○一つの機関が抱え込み、他機関と情報が共有されていない。

→ 担当機関（担当者）がリスクの見落としや見誤りを行い、重症化を招く。

→ 他機関の機能を活かした役割分担ができず、支援が硬直化する。

こうした事態に陥らないためにも、要対協のメリット（強み）を十分に理解し、支援に活用することが大切です。

○要対協を活用することのメリット

①要保護児童等の早期発見

- ・多機関の多くの目によって、虐待を早期に発見できる。

②各関係機関等の連携による情報の共有化

- ・情報の共有化＝支援方針の共有化

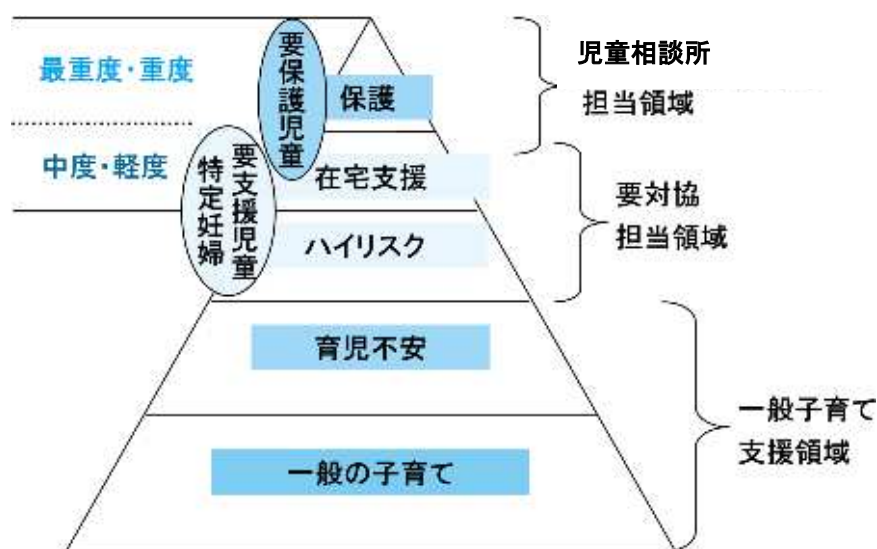
③情報共有化を通じて、各関係機関等の間での役割分担についての共通理解

- ・各機関が同じケースに対して独自に行っている支援が重複することを防ぐ。
- ・各機関の役割・責任範囲を明確にし、機関の「丸投げ」「抱え込み」を防ぐ。
- ・担当者の燃えつきや機関間の対立を防ぎ、関係者の協力意識が向上。

5 市町と県（児童相談所）との役割分担

市町は、緊急性の高いケース及び困難ケースを主に担当する児童相談所（「福祉総合支援センター」、「東予子ども・女性支援センター」、「南予子ども・女性支援センター」）と機能を分担し、市町における各機関の身近な社会資源を活用し、相談支援の中心となることが求められます。

<子ども虐待の担当領域>



○要対協の対象となる者（ケース別）

①要保護児童

虐待等により保護者が児童を監護することが不適當であると認められるケース。

②要支援児童

虐待もしくは虐待の発生のおそれがあり、保護者の養育を支援することが特に必要であると認められるケース。

③特定妊婦

出産後の虐待発生予防のため、出産前からの支援を必要とする妊婦のケース。

※①～③を「要保護児童等」と総称し、要対協の支援対象として法定化されています。

○市町の具体的な役割（市町村児童家庭相談援助指針より）

①住民等からの通告や相談又は乳児家庭全戸訪問事業や新生児訪問指導により把握した、一般の子育て支援サービス等の身近な各種の資源を活用することで対応可能と判断される比較的軽微なケースについては、市町中心に対応する。

②ケースの緊急度や困難度等を判断するための情報収集を行い、立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児重福祉施設への入所等の行政権限の発動を伴うような対応が必要とされる困難なケースについては、児重相談所に直ちに連絡する。

③施設を退所した子どもが安定した生活が継続できるよう、相談や定期的な訪問等を行い子どもを支え見守るとともに、家庭が抱えている問題の軽減化を図る。